



広島県報

定期
第46号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

災害救助法施行細則の一部を改正する規則	……………	(福祉保健総務室)	一
採石法施行細則の一部を改正する規則	……………	(技術企画室)	二
告 示			
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	……………	(漁業調整室)	二
過疎地域自立促進特別措置法の規定による基幹道路整備事業の完了	……………	(道路整備室)	二
道路の区域変更(一件)	……………	(道路河川管理室)	二
道路の供用開始(二件)	……………	(河川企画整備室)	三
二級河川二河川水系河川整備基本方針の策定	……………	(河川企画整備室)	四
二級河川本川水系河川整備基本方針の策定	……………	(河川企画整備室)	四
一級河川芦田川水系芦田川上流ブロック河川整備計画の策定	……………	(河川企画整備室)	四
公 告			
特定非営利活動法人の認証申請	……………	(文化・県民協働室)	四
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	……………	(文化・県民協働室)	四
大規模小売店舗立地法の規定による市の意見の概要	……………	(地域産業振興室)	四
コイヘルペス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められたコイが確認された県内公共用水面及びこれらと連接一体をなす水面の範囲	……………	(水産振興室)	五
公安委員会告示	……………	(水産振興室)	五
遊技機の型式の検定の告示	……………	(水産振興室)	五

公布された規則のあらまし

災害救助法施行細則の一部を改正する規則(規則第六十号)(福祉保健総務室)

一 改正の要旨

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部が改正されたことに伴い、応急仮設住宅の支出の限度額を引き下げるなどの改正を行った。

二 施行期日

平成十八年六月二十二日

採石法施行細則の一部を改正する規則(規則第六十一号)(技術企画室)

一 改正の要旨

採石法施行規則の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うなど必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十八年七月一日

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年六月二十二日

広島県規則第六十号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和二十三年広島県規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第一応急仮設住宅の項中「二、三八五、〇〇〇円」を「二、三四一、〇〇〇円」に改

め、同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項支出の限度の欄第一号中「一七、

三〇〇円」を「一七、二〇〇円」に、「二八、五〇〇円」を「二八、四〇〇円」に、「二二、

二〇〇円」を「二二、一〇〇円」に、「三六、八〇〇円」を「三六、七〇〇円」に、「三三、

七〇〇円」を「三三、六〇〇円」に、「五一、四〇〇円」を「五一、二〇〇円」に、「三九、

一〇〇円」を「三九、〇〇〇円」に、「六〇、三〇〇円」を「六〇、一〇〇円」に、「四九、

六〇〇円」を「四九、五〇〇円」に、「七五、六〇〇円」を「七五、四〇〇円」に改め、同

欄第二号中「一六、九〇〇円」を「一六、八〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「一九、九

〇〇円」に、「一七、五〇〇円」を「一七、四〇〇円」に、「二五、三〇〇円」を「二五、二〇〇円」に改め、同表災害にかかった住宅の応急修理の項中「五一〇、〇〇〇円」を「五〇〇、〇〇〇円」に改め、同表埋葬の項中「一九三、〇〇〇円」を「一九九、〇〇〇円」に、「二五四、四〇〇円」を「二五九、二〇〇円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

採石法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年六月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第六十一号

採石法施行細則の一部を改正する規則

採石法施行細則(昭和四十六年広島県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同条第二項第一号口中「廃土又は廃石」を「廃土等(廃土、廃石、脱水ケーキ及び脱水ケーキの処理土をいう。以下同じ。)」に改め、同項第二号二中「廃土又は廃石」を「廃土等」に改め、同項第四号イ中「土地登記簿の謄本又は全部事項証明書」を「土地の登記事項証明書」に改め、同項第五号中「第八条の第十五第二項第十号」を「第八条の第十五第一項第十一号」に改め、同号卜中「廃土又は廃石」を「廃土等」に改める。

別記様式第二号及び別記様式第六号中「瀬川縣濠外池田」を削る。

附則

この規則は、平成十八年七月一日から施行する。

告 示

広島県告示第六百五十三号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認められた。

平成十八年六月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

井口加入区(井口漁業協同組合)、草津地区加入区(広島市漁業協同組合)、江波地区加入

区(広島市漁業協同組合)、広島地区加入区(広島市漁業協同組合)、向洋地区加入区(広島市漁業協同組合)、宇品地区加入区(広島市漁業協同組合)、仁保加入区(広島市漁業協同組合)、仁保加入区(仁保漁業協同組合)、倉橋東加入区(倉橋西部漁業協同組合)、倉橋西加入区(倉橋西部漁業協同組合)、倉橋東加入区(倉橋島漁業協同組合)、倉橋西加入区(倉橋島漁業協同組合)、川尻町加入区(川尻漁業協同組合)、安浦加入区(安浦漁業協同組合)、大崎内浦加入区(大崎内浦漁業協同組合)、向島町加入区(向島町漁業協同組合)

広島県告示第六百五十四号

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十四条第一項の規定によって、安芸高田市の市道改築工事を次のとおり完了した。

平成十八年六月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事完了の日
市道梶矢下川根線	安芸高田市高宮町大字川根字竹貞三七七番一 地先から 安芸高田市高宮町大字川根字竹貞三九二六番一 地先まで	改 築	平成一八年五月一四日

広島県告示第六百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成十八年七月六日までの間、縦覧に供する。

平成十八年六月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

道路の種類 県道
路線名 三原本郷線
道路の区域

広島県告示第六百五十九号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条第一項の規定によって、二級河川二河川水系河川整備基本方針を平成十八年五月二十五日に定めた。

その関係図書は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び河川企画整備室並びに広島県呉地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年六月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第六百六十号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条第一項の規定によって、二級河川本川水系河川整備基本方針を平成十八年五月二十五日に定めた。

その関係図書は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び河川企画整備室並びに広島県東広島地域事務所建設局竹原支局に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年六月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第六百六十一号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定によって、一級河川芦田川水系芦田川上流ブロック河川整備計画を平成十八年六月九日に定めた。

その関係図書は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び河川企画整備室並びに広島県尾三地域事務所建設局及び福山地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年六月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定によって、次のとおり特定非営利活動法人認証申請があった。

平成十八年六月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請のあった年月日
特定非営利活動法人の花会	仲井 賢行	広島県福山市水呑町四七二七番地の六	この法人は、全ての人が安心して人間らしい生活ができる社会の実現を目指し、社会で安心して生活するための様々な領域の援助を進めていく事業を行い、もって、障害をもつ人たちの福祉を推進し、共に生きていく社会の建設に寄与することを目的とする。	平成十八年六月二日
特定非営利活動法人庄原共同作業所	佐々木 涉	広島県庄原市西本町二丁目一三番二号	この法人は、一般就労が困難な障害者に対して、就労の機会を提供し地域生活支援事業を行い、不特定多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする。	平成十八年六月二日
特定非営利活動法人ひまわりの家宮沖	吉田 良輝	広島県三原市宮沖三丁目二番九号	この法人は、三原市及びその近郊に居住する障害者（児）に対して、地域で自立した生活ができるように、相談及び助言など具体的な指導、支援活動に関する事業を行い、レクレーション、広報事業、障害者（児）本人による様々な活動の支援事業を実施し、安心して暮らせる地域づくりを行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。	平成十八年六月二日

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成十八年六月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	定款変更の内容	申請のあった年月日
特定非営利活動法人尾三・市民オンブズマン会議	矢野 整司	広島県尾道市栗原西二丁目九番一九号	この法人は、地方公共団体などにかかわる不正、不当な行為を監視、是正し、もって健全な住民の自治に寄与することを目的とする。	・役員数の変更	平成十八年六月二日

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下法という。）第八条第一項の規定によって、大規模小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。

平成十八年六月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ダイキ・フレスタ三原店
所在地 三原市頼兼町二六七二番地一外
 - 二 提出された意見の概要
なし
 - 三 提出された意見の縦覧場所
広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一 番五二一号)
三原市経済部商工振興課(三原市港町三丁目五番一号)
 - 四 提出された意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
1 期間
平成十八年六月二十二日から平成十八年七月二十四日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。
2 時間帯
午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 広島県内水面漁場管理委員会指示第一号によって、コイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められたコイが確認された県内公共用水面及びこれらと連接一体をなす水面の範囲を、次のとおりとし、平成十八年六月十四日から適用する。
平成十八年六月二十二日
- 広島県知事 藤 田 雄 山
- 一 芦田川水系(八田原ダムから上流、御調ダムから上流、服部大池から上流及び瀬戸池から上流を除く。)
 - 二 黒瀬川水系

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第47号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年 6月22日

広島県公安委員会
委員長 宮 地 治 夫

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
6S0095	告示の日 (平成18年 6月22日) から3年間	回胴式遊技機	ラプソ ローズ	K P E株式会社 代表取締役 木戸 秀二 (神奈川県座間市東原五 丁目1番1号)	左 同
6P0176	同 上	ぱちんこ遊 技機	C R ぱち んこシヨ ースV78 TF3	京楽産業株式会社 代表取締役 櫻本 中 区錦 三丁目24番4号)	左 同
6P0296	同 上	同 上	C R 五右 衛門CX	タインコーエツ株式会社 代表取締役 佐藤英理子 (愛知県名古屋市中区西 区見 崎町125番地)	左 同
6P0272	同 上	同 上	C R あ ま 10X	株式会社藤崎商事 代表取締役 松元 邦夫 (大阪府大阪市中央区 本町一丁目1番4号)	左 同
6P0351	同 上	同 上	C R びん ごん ツヤ ン ス V	株式会社三共 青島 泰行 代表取締役 桐生 博野町六 丁目460番地)	左 同